

平成 24 年

第 1 回市議会臨時会 議案第 3 号

専決処分の報告について

函館市税条例の一部を改正する条例を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 24 年 3 月 31 日次のとおり専決したので、議会の承認を求める。

平成 24 年 5 月 24 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市税条例の一部を改正する条例

函館市税条例（昭和 25 年函館市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 条の 3 の 3 の見出し中「適用期間」を「適用期間等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 13 条第 3 項もしくは第 4 項または第 13 条の 2 第 1 項から第 5 項までの規定の適用を受けた場合における前 2 条の規定の適用については、附則第 7 条の 3 第 1 項中「法附則第 5 条の 4 第 6 項」とあるのは「法附則第 45 条第 4 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 第 6 項」と、前条第 1 項中「法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」とあるのは「法附則第 45 条第 4 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」とする。

附則第 9 条の見出しを「（平成 25 年度または平成 26 年度における土地の価格の特例）」に改め、同条第 1 項中「平成 22 年度分または平成 23 年度分」を「平成 25 年度分または平成 26 年度分」に改め、同条第 2 項中「平成 22 年度適用土地または平成 22 年度類似適用土地」を「平成 25 年度適用土地または平成 25 年度類似適用土地」に、「平成 23 年度分」を「平成 26 年度分」に改める。

附則第10条の見出し中「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改め、同条第1項中「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に、「附則第18条第7項」を「附則第18条第6項」に改め、同条第2項中「住宅用地（法附則第17条第3号に規定する住宅用地をいう。以下同じ。）または商業地等（同条第4号）」を「商業地等（法附則第17条第4号）」に、「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改め、「住宅用地または」および「、住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては」を削り、同条第3項中「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「負担水準」を「負担水準（法附則第17条第8号イに規定する負担水準をいう。以下この条および附則第12条において同じ。）」に、「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改め、同項を同条第5項とする。

附則第12条の見出し中「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改め、同条中「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に、「附則第18条第7項」を「附則第18条第6項」に改める。

附則第17条の見出し中「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改め、同条第1項中「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に、「附則第25条第7項」を「附則第25条第6項」に、「附則第18条第7項」を「附則第18条第6項」に改め、同条第2項中「住宅用地または」を削り、「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改め、「、住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては」を削り、同条第3項中「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「負担水準」を「負担水準（法附則第17条第8号ロに規定する負担水準をい

う。以下同じ。)」に、「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改め、同項を同条第5項とする。

附則第18条の見出し中「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改め、同条中「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に、「附則第18条第7項」を「附則第18条第6項」に改める。

附則第20条中「地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）附則第9条」を「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条」に、「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の函館市税条例（以下「新条例」という。）附則第7条の3の3第2項の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成23年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成23年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 改正前の函館市税条例（以下「旧条例」という。）附則第10条第2項（住宅用地に係る部分に限る。）および第4項の規定は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号。以下「平成24年改正法」という。）附則第9条第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成24年度分および

平成25年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例附則第10条第2項	前項	附則第10条第1項
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分および平成25年度分
	10分の8	10分の9
旧条例附則第10条第4項	0.8	0.9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分および平成25年度分
	第1項	附則第10条第1項

- 3 平成24年改正法附則第9条第1項および前項の場合における新条例の規定（固定資産税に関する部分に限る。）の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第14条	または第12条の2	もしくは第12条の2または函館市税条例の一部を改正する条例（平成24年函館市条例第36号。以下「平成24年改正条例」という。）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正条例による改正前の函館市税条例（以下「平成24年
--------	-----------	---

		改正前の条例」という。) 附則第 10 条第 2 項もしくは第 4 項
	または第 12 条の規定	もしくは第 12 条または平成 24 年改正条例附則第 3 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成 24 年改正前の条例附則第 10 条第 2 項もしくは第 4 項の規定

(都市計画税に関する経過措置)

第 4 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成 24 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 23 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 旧条例附則第 17 条第 2 項（住宅用地に係る部分に限る。）および第 4 項の規定は、平成 24 年改正法附則第 9 条第 1 項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成 24 年度分および平成 25 年度分の都市計画税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例附則第 17 条第 2 項	前項	附則第 17 条第 1 項
	平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度分	平成 24 年度分および平成 25 年度分
	10 分の 8	10 分の 9
旧条例附則第 17 条第 4 項	0.8	0.9
	平成 21 年度から	平成 24 年度分および平

平成 2 3 年度まで の各年度分	成 2 5 年度分
第 1 項	附則第 1 7 条第 1 項